

# 二級水系町山口川河川整備基本方針

平成 18 年 12 月 13 日

熊 本 県

## 二級水系町山口川河川整備基本方針

### 目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
第1節 町山口川流域の概要	1
第2節 基本方針	2
第1項 河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	2
第2項 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する事項	2
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	2
第4項 河川の維持・管理に関する事項	2
第2章 河川の整備の基本となるべき事項	3
第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	3
第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項	3
第3節 主要な地点における計画高水位、計画横断形に係わる川幅に関する事項	3
第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	4
(流域参考図)	5

## 第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 第1節 町山口川流域の概要

町山口川は、その源を熊本県天草下島の中央部に発し、北の広瀬川、南の龜川流域に挟まれ天草市（旧本渡市中央部）を東流し、途中黒仁田川、平首川、仮股川、料内川等の支川を合わせ、島原湾に注いでいる。流域面積約 13.47km<sup>2</sup>、流路延長は 10.04km の二級河川である。

町山口川流域は、年平均気温 15～18℃で、気温の日較差、年較差とも比較的小さく温暖な海洋性気候の地域となっている。年平均降水量は概ね 1,950mm 程度と熊本県内では少ない反面、梅雨末期に集中豪雨が発生しやすいうえ、台風の襲来回数も多く、大きな災害を引き起こすこともある。

町山口川では、昭和 46 年豪雨の際に農地の冠水 162ha、被害家屋棟数約 1000 棟等の被害が生じ、その後も、昭和 57 年、平成元年等被害が発生している。そのため、昭和 48 年から河川改修が進められている。町山口川の河川水は農業用水として利用されている。

本流域の地質は、新生代古代三紀の下島層群砥石層、坂瀬川層群一町田層より構成されている。

本流域は、その大半が山地でありシイ・カシ等の広葉樹林、スギ・ヒノキ等の針葉樹林に被覆されているが、下流部は市街地が形成されており、上中流部ではわずかに広がる河川沿いの低平地が古くから水田、畑等の耕作地として利用されている。

本流域は、山林の占有率が高く自然環境が豊かなところであるため、重要種であるチュウサギ（準絶滅危惧；環境省レッドデータブック）、ミサゴ（準絶滅危惧；環境省レッドデータブック）などをはじめ数多くの野鳥も生息している。河道内の川岸には余り植生は見られないが、一部にススキやヨシ類が見られる。流域における保全上重要な植物として、エビネ（絶滅危惧Ⅱ類；環境省レッドデータブック）、ミゾコウジュ（準絶滅危惧；環境省レッドデータブック）、カワヂシャ（準絶滅危惧；環境省レッドデータブック）などが確認されている。

また、魚類としては、重要種であるカワアナゴ（準絶滅危惧；レッドリストくまもと 2004）、ヒナハゼ（要注目種；レッドリストくまもと 2004）等が確認されている。

水質に関しては、公共用水域の類型指定を受けていないが、複数の地点で水質調査が実施されており、観測結果では A 類型（2.0mg/l 以下）を概ね満足しているため、良好な水質となっている。

## 第2節 基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川の現状及び河川環境の保全を考慮し、地域の発展に係る諸計画との調整を図り、「治水」、「利水」、「河川環境」との調和をとって、水源から河口まで一貫した計画のもとに整備を図っていくものとする。

### 第1項 河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

町山口川では、流域の社会・経済的な重要度と県内における他の河川との計画規模の整合等を考慮し、概ね30年に1回発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。

また、計画規模を超過する洪水氾濫を含め、被害の発生が予想される場合は、迅速な洪水情報の伝達を図り、被害の軽減を図る。

### 第2項 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する事項

町山口川の河川水は農業用水として利用されている。

今後、必要に応じて流量観測等により流況の把握に努め、渇水時には、関係機関及び水利権者等地域住民と調整を図り、現況の水環境の維持・改善に努める。

### 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

町山口川の河川環境は自然の状態が多く残されている良好な河川環境、景観を維持しており、下流部の堰による湛水部や淵は水遊び場として利用されている。

したがって、河川整備にあたっては、町山口川本来の生態系や景観に配慮し、「多自然川づくり」などにより生物多様性の保全を図るとともに人と河川との触れ合いの場の確保を図る。

### 第4項 河川の維持・管理に関する事項

河川の維持・管理に関しては、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行うものとする。

河川本来の機能及び整備により向上された機能を存続させ、その効用を十分に発揮させ、また、豊かな河川環境を保全し、将来へと良好な形で引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。したがって、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供すること等により、河川愛護意識の定着と啓発、住民参加による河川の維持・管理を推進する。

## 第2章 河川の整備の基本となるべき事項

### 第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、概ね30年に1回発生する規模の洪水に対処するために、基準地点である中山口橋<sup>なかやまぐちばし</sup>において150m<sup>3</sup>/sとする。

基本高水のピーク流量等の一覧表 (m<sup>3</sup>/s)

河川名	基準点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への流量配分
町山口川	中山口橋	150	—	150

### 第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

町山口川における計画高水流量は、中山口橋地点において150m<sup>3</sup>/sとする。



計画高水流量配分図 単位：m<sup>3</sup>/s

### 第3節 主要な地点における計画高水位、計画横断形に係わる川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅

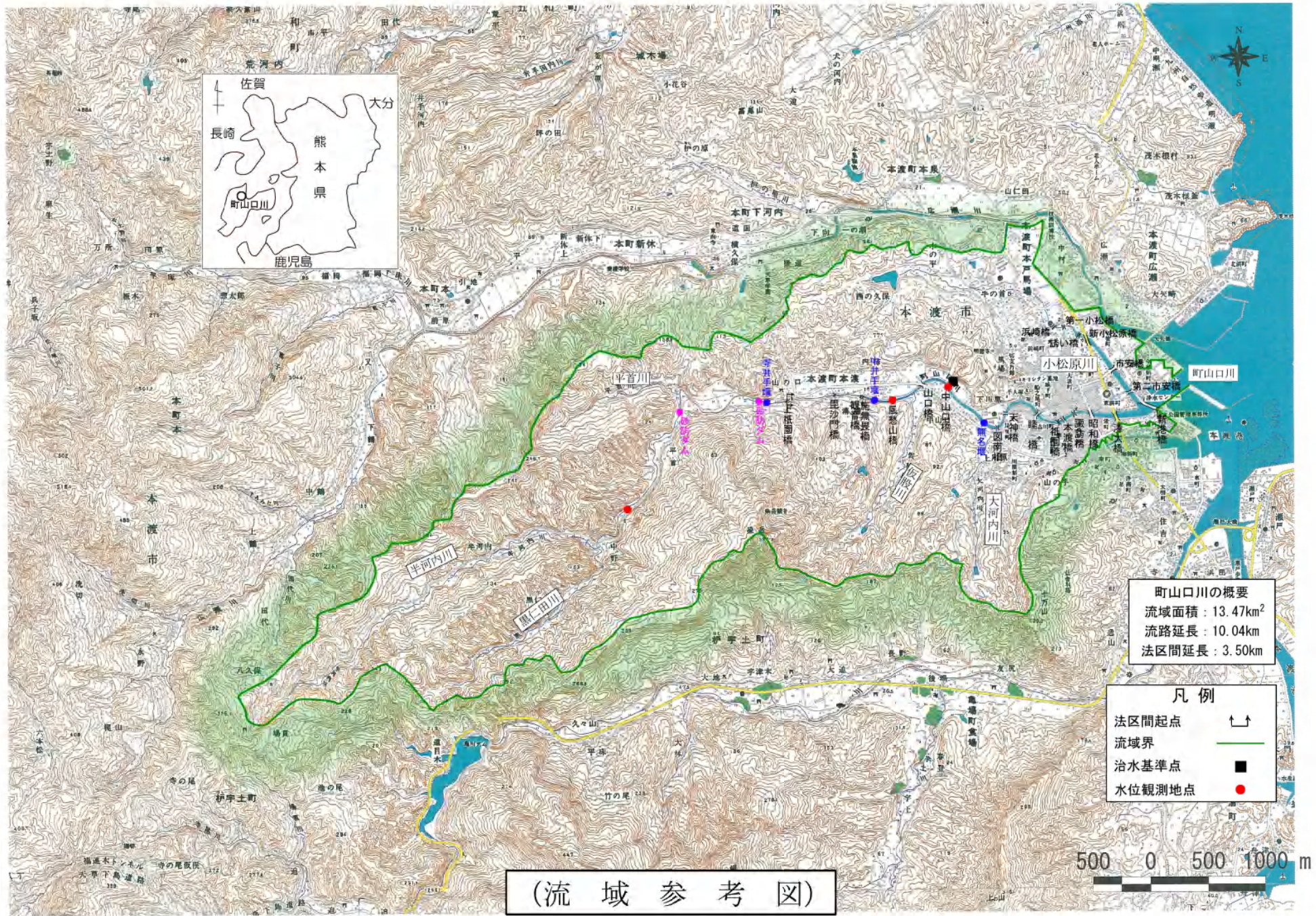
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)	摘要
町山口川	中山口橋	2.45	7.25	22	基準地点

注) T. P. : 東京湾中等潮位

#### 第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後の流況等の河川の状況の把握を行い、流水の占用、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔の保持を考慮して、今後必要に応じて調査検討を行うものとする。





町山口川の概要  
 流域面積：13.47km<sup>2</sup>  
 流路延長：10.04km  
 法区間延長：3.50km

凡例  
 法区間起点    ↑↑  
 流域界        ———  
 治水基準点    ■  
 水位観測地点   ●

(流域参考図)